

白老町防犯協会会則

(名称)

第1条 本会は、白老町防犯協会(以下「会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、町内交番等(苫小牧警察署白老交番、同萩野交番、同竹浦警察官駐在所及び同虎杖浜警察官駐在所をいう。以下同じ。)、その他の関係機関及び関係団体と緊密な連絡を保ち、防犯上適切な措置を講ずることにより、犯罪の未然防止を図る等、地域の安全の保持に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、白老町に居住する住民をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及及びその高揚
- (2) 青少年の非行化防止及びその健全育成対策
- (3) 盗犯の予防及び暴力追放活動の強化推進

(役員構成)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |

(役員選任及び任期)

第6条 役員は、総会において互選し、会長については、白老町議会議長をもって充てる。

- 2 役員任期は、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 役員が欠けた場合は補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期終了後も後任者の就任までは、その職務を行うものとする。

(役員任務)

第7条 本会の役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務を処理し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の事業の運営及び推進を図る。
- (4) 監事は、本会の財務の状況及び会計を監査する。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要と認める場合に会議を開き、本会の事業の運営、推進及び総会委任事項を審議する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を白老町町内会連合会内に置く。

2 本会の事務を処理するために、次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 書記 若干名

3 事務局長は、白老町町内会連合会事務局長をもって充て、会長の命により本会の事業計画、予算を立案し会計を処理する。

4 書記は、事務局長の指示により本会の事務を処理する。

(総会)

第11条 本会の議決機関として、総会を置く。

2 総会は、毎年原則として5月に開く。

3 総会の議事は、総会において選出された議長が行う。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業の計画、執行に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員を選出に関すること。

(4) 会則の制定改廃に関すること。

2 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第13条 本会は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会には、部会長を置き役員をもって充てる。

3 部会は、その専門事項について調査研究及び防犯活動並びに対策推進に当たる。

4 部会の運営事項等は、別に細則で定めることができる。

(地域安全推進委員)

第 14 条 本会は、地域の安全推進を図るため、地域安全推進委員を委嘱することができる。

2 委員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会計)

第15条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(経費)

第16条 本会の経費は、白老町補助金及びその他の収入をもって充てる。

附 則

この会則は、昭和47年7月10日 制 定

昭和51年7月22日一部改正

昭和54年6月21日一部改正

昭和61年4月1日一部改正

平成6年6月1日一部改正

平成11年5月27日一部改正

平成14年5月27日一部改正